

業務の種類が2以上あり、同種の業務に従事する通常の労働者がいない場合

	業務	正規型の労働者	正規型以外の 無期雇用労働者	有期雇用労働者
2- (2)	A業務	週40時間 100人 週35時間 100人 週30時間 100人 週25時間 100人	週40時間 100人 週35時間 100人 週30時間 100人 週25時間 100人	週40時間 100人 週35時間 100人 週30時間 100人 週25時間 100人
	B業務	週30時間 100人 週25時間 100人	週35時間 100人 週30時間 100人 週25時間 100人	週35時間 100人 週30時間 100人 週25時間 100人
	C業務			週40時間 100人 週35時間 100人 週30時間 100人 週25時間 100人

※ 仮に、B業務とC業務が同一事業所、A業務が他の事業所である場合についても、同一の事業所に存在する「通常の労働者」との比較を優先せず、当該事業主において所定労働時間が最長の「通常の労働者」と比較することとなる。